

令和7年度 第1回 小城市環境審議会 議事録

1 会議概要

(1) 会議名

令和7年度 第1回 小城市環境審議会

(2) 日時

令和8年2月25日(火) 10:00-11:45

(3) 会場

三日月保健福祉センター「ゆめりあ」 集団検診室

(4) 議題

- ・第2次小城市環境基本計画 令和6年度進捗状況について
- ・第3次小城市環境基本計画の策定とスケジュールについて

2 出席者

(1) 委員

○出席

A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、H委員、I委員、J委員

○欠席

G委員

(2) 事務局

市民部 環境課(廃棄物中継センター含む)

3 開会・あいさつ

(1) 開会

事務局が開会し、議事を開始した。

(2) 市あいさつ

市民部長が、前年度審議会における粗大ごみ及びごみ収集指定袋の料金改定に関する意見への謝意を述べた。あわせて、4月から改定を開始したこと、問い合わせは1件あったが苦情はないことを報告した。また、4月から環境課長及び廃棄物中継センター所長が交代した旨を紹介した。

(3) 会長あいさつ

会長が、委員任期が3月末までであることを述べ、委員に忌憚のない意見を求めた。あわせて、小城市への愛着と審議会参画の意義について述べた。

4 議事

議長は、会長が務めた。

(1) 第2次小城市環境基本計画 令和6年度進捗状況について

ア 事務局説明

事務局が、第2次小城市環境基本計画(計画期間：平成30年度-令和8年度)について、令和6年度の進捗状況を説明した。説明は、環境基本条例に基づく5つの基本方針に沿って、成果指標(市民アンケート等)の実績値、目標値、主な取組と課題の整理を中心に行った。

主な指標の状況は次のとおり。

【目標達成】

- ・ 麦わらの有効活用(すきこみ等)は、目標値を上回って推移している。
- ・ ごみの減量に取り組む市民の割合は、目標値を達成している。

【目標未達(主なもの)】

- ・ 自然環境、自然環境保全活動、快適な居住環境に関する指標には、目標値に届いていないものがある。
- ・ ペットに関する苦情、不法投棄、違反ごみは、件数を0とする目標の達成が難しい側面があり、第3次計画策定に合わせて目標設定の考え方も検討が必要である。
- ・ 資源化率は目標未達であり、ごみ減量及び分別の啓発継続が必要である。
- ・ 環境出前講座は、コロナ禍から回復傾向にある一方、目標達成に向けて実施回数の増加や周知方法の工夫が課題である。
- ・ 資源物の集団回収は、団体の解散等もあり継続が課題である。
- ・ 温室効果ガス排出量については、市域全体の推計値(国の統計等に基づく公表値)を用いて整理していること、あわせて市役所の事務事業においても排出量削減に取り組んでいることを説明した。

イ 質疑・意見(要旨)

- ・ アンケート指標は設問の補足説明の有無等により回答が変動し得るため、市民が意図を理解しやすい設問となるよう工夫すべきとの意見があった。
- ・ 麦わらの有効活用が進んでいることについて評価する意見があった。
- ・ 自然環境の保全活動に関する指標は、過年度に数値が大きく変動している点の背景を確認し、今後のアンケート改善を求める意見があった。
- ・ 快適な居住環境に関する指標が年度によって変動している点について、設問・把握方法を確認すべきとの意見があった。
- ・ 違反ごみの件数は、違反ごみステッカーを貼付した件数であることを事務局が説明した。違反ごみ・不法投棄については、啓発の観点から一定期間現地に置いた後、原因者回収がなければ市が回収する運用としていることを事務局が説明した。
- ・ 温室効果ガス排出量は市域全体の数値に加え、市役所の率先行動(省エネ、再エネ導入等)の取

組を分かりやすく示すべきとの意見があった。

- ・環境出前講座は学校や地域等で実施していることを事務局が説明した。目標達成のため実施回数を増やす必要があるとの意見があった。
- ・学校給食における地場産物利用率が低下している点について、理由を確認すべきとの意見があった。
- ・水路の塵芥除去(スクリーン等)について、実施の考え方(順番制の有無、要所対応等)に関する質疑があり、事務局は、基本は地区の一斉清掃等に対応いただきつつ、市は要所の大きなスクリーン等を実施しており、市が4町を順番に実施しているものではない旨説明した。あわせて、大雨の有無により流木等の廃棄物量が変動するため、予算は大雨を想定して計上している旨説明した。

ウ まとめ

会長が、会議後に追加意見がある場合は、所定の意見提出様式により期限までに提出するよう依頼した。

(2) 第3次小城市環境基本計画の策定とスケジュールについて

ア 事務局説明

事務局が、第2次計画の計画期間満了に伴い、令和8年度中に第3次小城市環境基本計画を策定する必要があることを説明した。

第3次計画は、計画期間を令和9年から令和19年までの10年間とし、環境基本条例に基づく基本方針(5本柱)に沿って策定する方針を示した。

また、策定の進め方として、環境像・基本方針の決定、施策の洗い出し・選定、施策体系の決定、目標値の検討、答申案の審議、議会勉強会、パブリックコメントを経て計画を公表する流れを説明した。次年度は審議会を複数回開催し、庁内委員会及び専門部会で案を整理したうえで審議会に諮る方針を説明した。

さらに、環境基本計画は総合計画の下位計画であることから、上位計画との整合を図りながら策定する必要があることを説明した。

目指す環境像の検討に向け、委員にキーワード提案を依頼した。

イ 質疑・意見(要旨)

- ・計画期間(第2次:9年、第3次:10年)について質疑があり、事務局は上位計画の計画期間に合わせている旨説明した。
- ・庁内の推進体制(推進委員会等)について質疑があり、事務局は副市長を委員長とし関係課で構成する庁内体制である旨説明した。
- ・上位計画(総合計画)と環境基本計画の関係について質疑があり、事務局は総合計画の内容の変更は難しいが、環境基本計画の検討の中で必要な観点を反映していく旨説明した。会長は、生態系等については第3次環境基本計画の審議の中で検討していく旨整理した。

ウ まとめ

会長が、第3次環境基本計画の環境像検討のため、委員はキーワード(単語でも可)を期限までに提出するよう依頼した。

5 連絡事項

事務局が、次のとおり連絡した。

- ・第2次計画の進捗状況に関する意見及び、第3次計画の環境像キーワードについて、期限までに提出すること。
- ・提出意見は事務局が関係課を含めて整理し、回答を取りまとめ、委員へ配布すること。

6 閉会

市民部長が閉会あいさつを行い、閉会した。